

地区計画届出の手引き

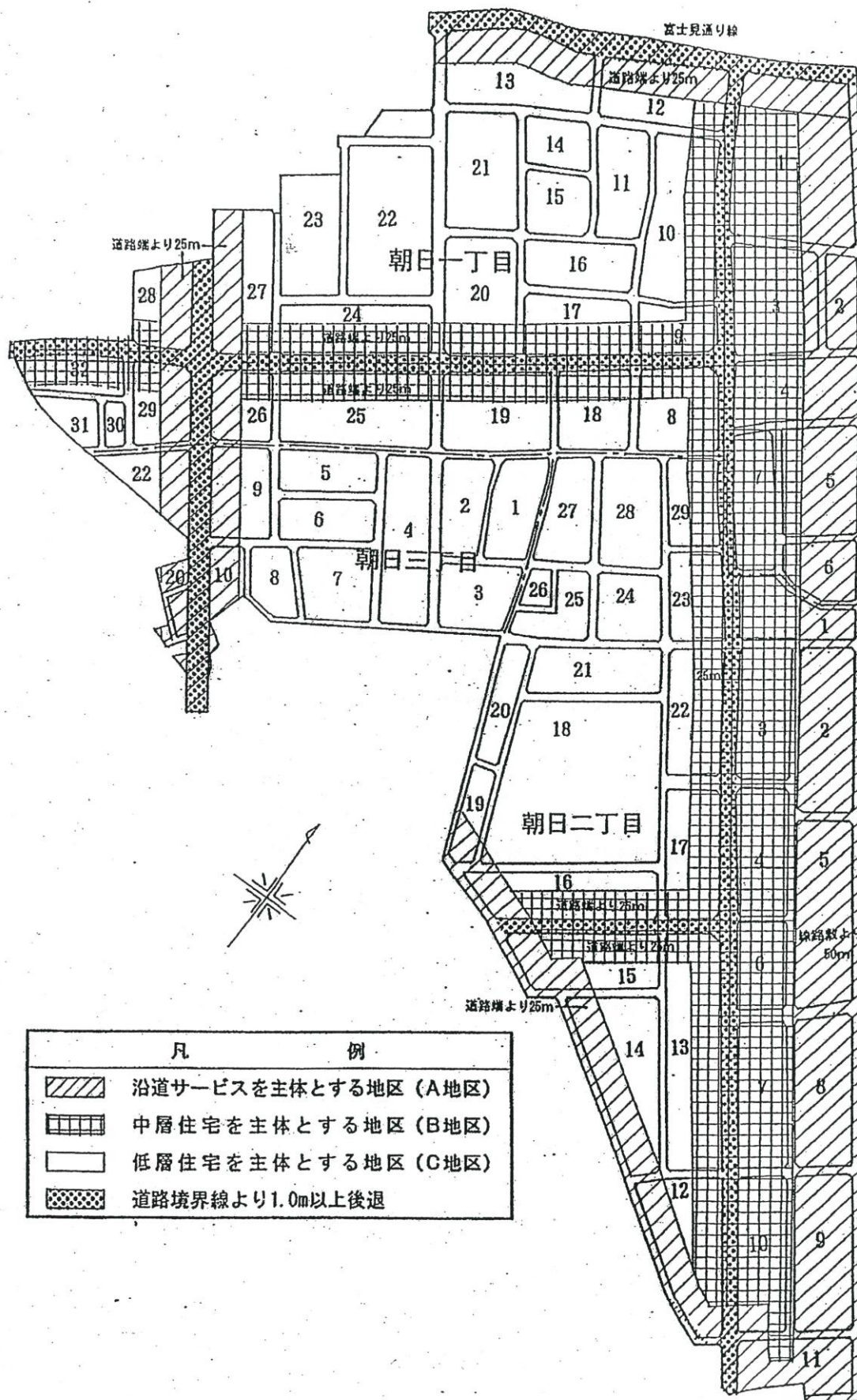
朝 日 地 区

桶川市都市整備部都市計画課

1 朝日地区 地区計画計画書

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の名称	A地区	B地区	C地区
		地区面積	約10.2ha	約12.8ha	約15.8ha
		建築物の用途の制限	用途地域による制限に加え、 以下に掲げる建築物を建築してはならない。 (1) ホテル又は旅館	—	—
		敷地面積の最低限度	165㎡	132㎡	
		壁面の位置の制限	都市計画道路等の幅員12m以上の道路の沿道の建築物については、建築物の外壁またはこれに代わる柱の面から道路境界までの距離は、1.0m以上でなければならない。 ただし、つぎの項目に該当する場合においてはこの限りでない。 1 外壁又はそれに代わる柱の中心線の長さの合計が3.0m以下であること。 2 物置、その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5.0㎡以内であること。 3 自動車車庫及び自転車車庫で軒の高さが2.3m以下であること。 4 出窓で長さの合計が3m（2つ以上出窓がある場合は、その長さの合計）以下で奥行きは45cm以下であること。		
		建築物等の高さの最高限度	—	16m 北側斜線を第一種低層住居 専用地域と同様とする。	—
		垣又は柵の構造の制限	道路に面する垣又は柵の構造は、次の項目に該当するものとする。ただし、門柱及び門扉についてはこの限りではない。 (1) 生垣 (2) 高さ60cm以下の基礎の上に透視可能なフェンス・さくを施したもの、又は植歳を組み合わせたもので、高さは宅地地盤面から1.8m以下のものとする。		

2 地区の区分について



3 敷地面積の最低限度について

- 建築物の敷地面積の最低限度をA地区は165㎡、B地区及びC地区は132㎡とします。
したがって、**土地の分割等**により上記限度に適合しなくなった敷地での建築行為等は、地区計画に不適合となります。
- ただし、地区計画施行以前から、すでに上記限度に達していない敷地を分割せずに利用することは差し支えありません。
- なお、すでに建物の建っている敷地の一部を分割する場合、それぞれの敷地が上記限度に適合していることはもとより、容積率・建ぺい率などその他の地区計画の制限や諸法令に不適合なものとならないようご注意ください。

□ 例（A地区の場合、カッコ内はB地区及びC地区の場合）

施 行 前		施 行 後
150㎡ (120)	→	150㎡ (120) ○
165㎡ (132)	→	100㎡ (92) × 65㎡ (40) ×
350㎡ (280)	→	180㎡ (145) ○ 170㎡ (135) ○
315㎡ (260)	→	165㎡ (135) ○ 150㎡ (125) ×

○：建築物の敷地として地区計画に適合

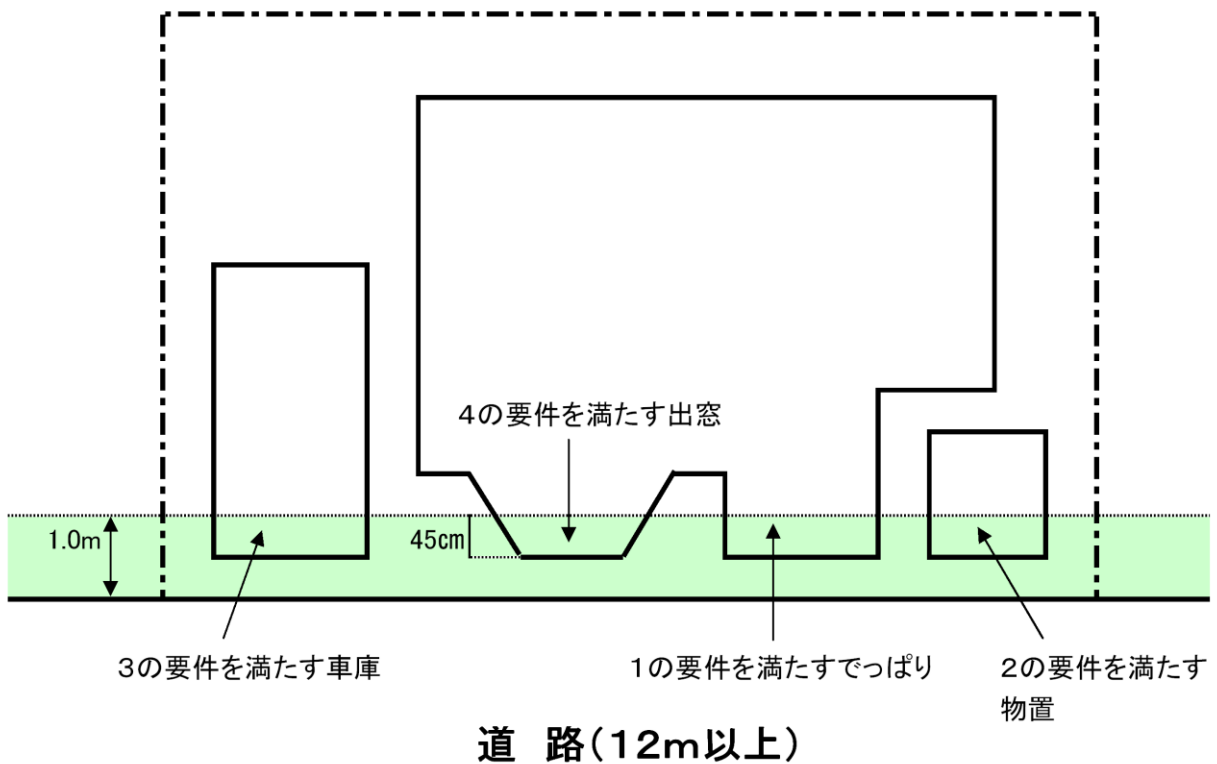
×：建築物の敷地としては地区計画に不適合

4 壁面の位置の制限について

- 12m以上の道路に面する敷地の建築物の外壁またはこれに代わる柱の面は、道路境界から1.0m以上離すこととします。ただし、次項にあてはまる部分については、この限りではありません。

1. 外壁、又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下の建築物の部分
 2. 軒の高さが2.3m以下で、床面積の合計が5㎡以下の物置等
 3. 軒の高さが2.3m以下の自動車車庫及び自転車車庫
 4. 長さの合計が3m(2つ以上ある場合は、その長さの合計)以下で奥行きが45cm以下の出窓

- なお、床面積に入らない出窓についても、この限りではありません。



5 高さの制限

- 建築物の各部分の高さの制限は、用途地域に応じ、それぞれ建築基準法に定められていますが、B地区においては、これに加え、絶対高さを16mとし、かつ、北側斜線を第一種低層住居専用地域と同様とします。

したがって、B地区における建築物の各部分の高さは、下表のとおりとなります。

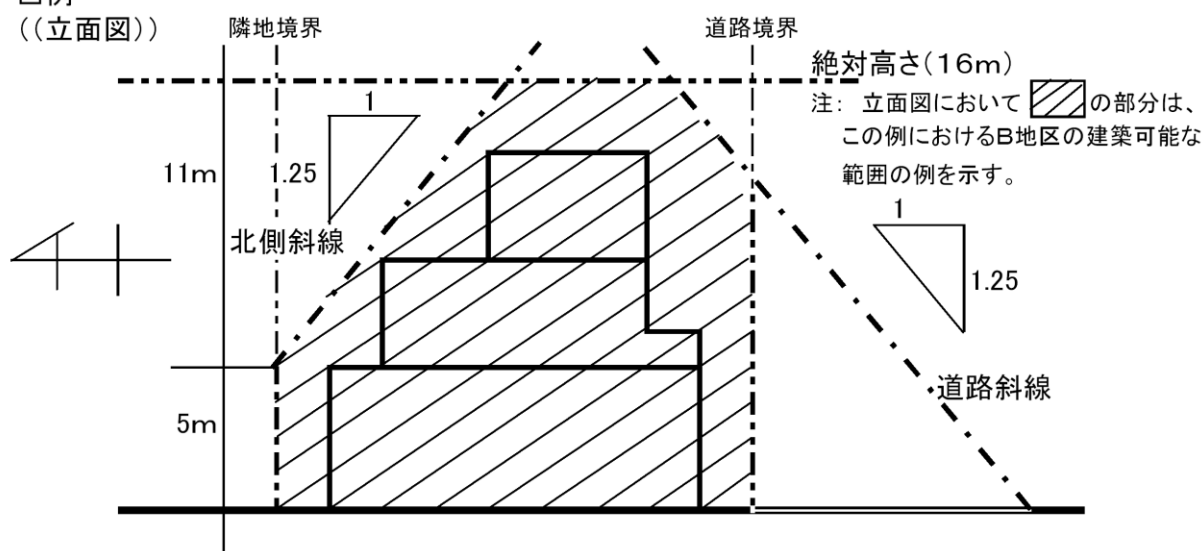
B地区の建築物の各部分の高さの制限

項 目	適 用
絶対高さ	16m
道路斜線	1. 25A(勾配)
北側斜線	5m(立ち上がり) + 1. 25A(勾配)

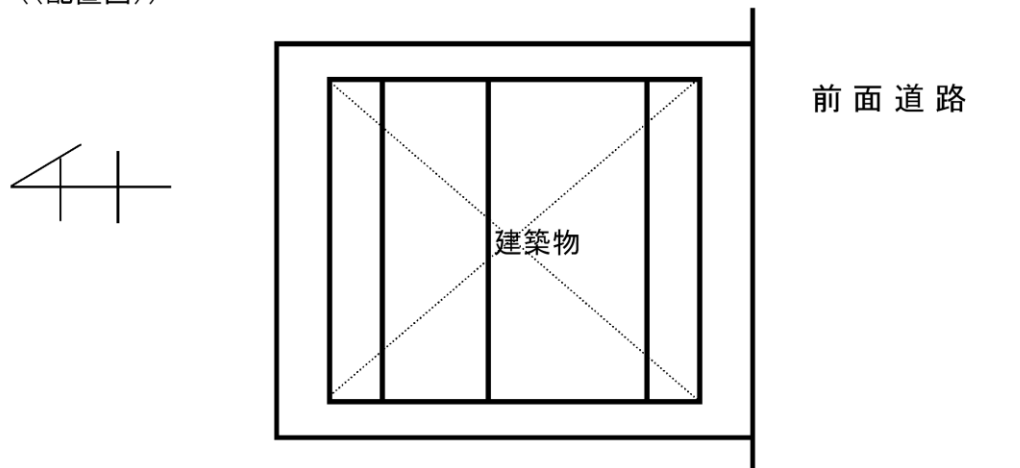
注：この表中「A」は、道路斜線においては、当該敷地と反対側の道路境界線から建築物までの垂直距離、北側斜線においては、敷地境界線から建築物までの真北方向の距離

□例

((立面図))

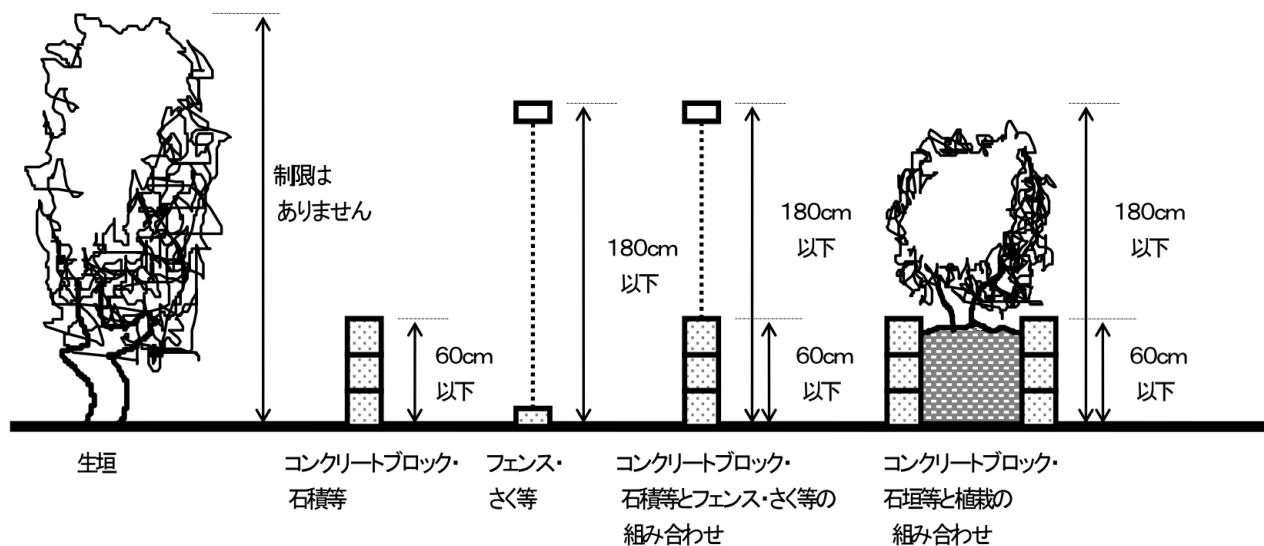


((配置図))



6 かき又はさくの制限について

- かき又はさくの構造の制限は、道路境界において適用され、次の図のような構造とします。



7 既存不適格建築物について

- 地区計画の施行された日（平成8年3月26日、この日を「基準日」とします。）以前に、すでに地区計画の制限に適合していない建物をそのままの形態で使用することは特に差し支えありませんが、建物の建て替え時には、地区計画により制限を受けることになります。
- また、地区計画の内容に不適合な部分を含む建築物等の増築、改築、修繕または模様替えの時は、これらの行為にかかる不適合な部分を是正してください。（ただし、建築物の敷地面積の最低限度については、是正の必要はありません。）

8 届出の必要な行為

- 地区計画区域内における次の行為については、当該行為の３０日前までに、市長への「届出」が必要になります。
 - (１) 土地の区画形質の変更
 - (２) 建築物の建築又は工作物の建設
 - (３) 建築物の用途の変更
 - (４) 建築物等の形態又は意匠の変更

- 届出が必要かどうか判断が難しい時には、都市計画課までお問い合わせください。

9 届出の方法

届出書類

1. 届出書

2通（うち1通は、届出の内容が地区計画に適合していることを確認後、返却します。）

2. 添付書類

上記届出書に以下に掲げる書類を添付してください。

「案内図」…………… 行為を行う土地の周囲の状況がわかる図面

（1／1,000～1／2,500程度 例：住宅地図）

「登記簿謄本 …… 地区計画施行以前から敷地の最低限度に満たない場合のみ提出の写し」

「公図の写し」…………… 当該行為を行う場所を明示

「求積図」

「設計図書」…………… 下記のとおり

行為の種類	図面	縮尺	備考
(1) 土地の区画形質の変更	設計図	1/100 以上	構造図及び断面図
(2) 建築物の建築、工作物の建設又は建築物の用途の変更	配置図	1/100 以上	敷地内における建築物又は工作物の位置を表示
	平面図	1/100 以上	各階のもの
	建物求積図	—	—
	立面図	1/100 以上	二面以上
	かき又はさくの構造	1/100 以上	立面図・断面図等、基礎部分の高さやフェンスの高さ等が確認できるよう寸法を表示
(3) 建築物又は工作物の形態又は意匠の変更	配置図	1/100 以上	敷地内における建築物又は工作物の位置を表示
	立面図	1/100 以上	二面以上

※ 壁面の位置の制限がかかっている場合には、必要に応じ、配置図、平面図及び立面図に後退線を表示し、適合していることが確認できるよう寸法等を表示してください。

届 け 先 桶川市都市整備部都市計画課

10 届出書の記載例（建築物の建築の場合）

地区計画の区域内における行為の届出書

① ◎◎年〇〇月××日

桶川市長

② 届出者 住所 桶川市〇〇丁目△△-△
氏名 桶川太郎

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき

- ③ (1) 土地の区画形質の変更
(2) 建築物の建築又は工作物の建設
(3) 建築物等の用途の変更
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更
(5) 木竹の伐採

について、下記により届け出ます。

記

④ 1 行為の場所 桶川市〇〇丁目△△-△

地区名 〇〇〇 地区
仮換地 街区 画地

⑤ 2 行為の着手予定日 ◎◎年〇〇月××日

⑥ 3 行為の完了予定日 ◎◎年〇〇月××日

⑦ 4 設計又は施行方法 (鉄筋コンクリート・鉄骨・木造・その他)

(1) 土地の区画形質の変更 ⑨		区域の面積 ⑩ ⑧ m ²	
建は 築工 作物 の物 建の 築建 又設	(イ) 行為の種類 (建築物の建築・工作物の建設) (新築・改築・増築・移転)		
	(ロ) 設計の概要	届出部分	届出以外の部分
	(i) 敷地面積 ⑪		165 m ²
	(ii) 建築又は建設面積 ⑫	80.25 m ²	0 m ²
	(iii) 延床面積 ⑬	130.50 m ²	0 m ²
	(iv) 高さ(地盤面から) ⑭	8.125m	
	(v) 用途 ⑮	専用住宅	
	(vi) かき又はさくの構造 ⑯	ブロック積(宅盤よりH=600)、フェンス(H=900)	
(3) 建築物等の用途の変更		(イ) 変更部分の延床面積	m ²
		(ロ) 変更前の用途	
		(ハ) 変更後の用途	
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更		変更の内容	
(5) 木竹の伐採		伐採面積	m ²

- 備考 1. 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2. 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
3. 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
4. 同一の土地の区域について2以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる

⑰ 代理人(連絡先) 住所 桶川市〇〇丁目△△-△
氏名 桶川次郎

市記入欄

記入例の解説については、次ページを参照してください。

記入例の解説

- ① 届出書を窓口に提出する日付を記入してください。
- ② 届出者の住所・氏名を記入してください。建築行為等の場合、届出者は原則として建築主となります。
- ③ 該当する行為に○をしてください。
- ④ 行為を行う場所の地名地番・地区名（朝日地区）を記入してください。
- ⑤ 行為の着手予定日を記入してください（届出日の30日以上後になります。）
- ⑥ 行為の完了予定日を記入してください。
- ⑦ 該当する構造に○をしてください。該当する構造がない場合には、その他に○をし、右余白に具体的な構造を記入してください。
- ⑧ 敷地を分割する場合のみ、画地全体の面積を記入してください。
- ⑨ 該当するものに○をしてください。
- ⑩ 該当するものに○をしてください。
- ⑪ 敷地面積を記入してください。
- ⑫ 建築面積を記入してください。
- ⑬ 延べ面積を記入してください。
- ⑭ 建築物等の地盤面からの最高の高さを記入してください。
- ⑮ 建築物等の用途を記入してください。
- ⑯ 敷地の道路に面する側に垣や柵、塀等設ける場合は、具体的な構造を記入してください。
- ⑰ 代理人がいる場合、代理人または連絡者の住所・氏名・電話番号を記入してください。

※ その他、この記入例によりがたいと思われる場合は、都市計画課までお問い合わせください。

地区計画に関するお問い合わせは……

〒363-8501

桶川市泉1丁目3番28号

桶川市都市整備部都市計画課都市計画担当

TEL：048-786-3211（代）

FAX：048-786-9866